

端末安心サポート利用規約

株式会社ケイ・オプティコム

平成26年6月3日制定

(本規約の適用)

第1条 株式会社ケイ・オプティコム（以下、当社とします。）は、端末安心サポート利用規約（以下、本規約とします。）に基づき「端末安心サポート」（以下、本サービスとします。）を提供いたします。お客様は、本サービスの利用申込にあたり本規約を確認のうえ承諾いただく必要があります。

(本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含みます。以下、同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、利用者へ通知します。本規約の変更は、利用者へ通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。
- 4 当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

(定義)

第3条 本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、mineo通信サービス契約約款に従うものとします。

(1) 当社端末機器

当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器。

(2) 電池パック

当社の販売製品のうち、当社端末機器の各種機能を動作させるための充電式電池。

(3) 付属品

当社端末機器の付属品（卓上フォルダ、取扱説明書等。）。

(4) mineo契約

本サービスの利用申込に際してお客様が利用されるお客様名義のmineo通信サービス契約約款に基づく契約。

(5) サービス利用契約

本規約に基づき当社とお客様との間で締結する本サービスの利用に関する契約。

(6) 利用者

当社とサービス利用契約を締結されているお客様。

(7) 登録通信端末

本サービスに申し込む当社端末機器としてお客様が本サービスの利用申込の際に指定され、当社の顧客管理システムに登録されたものであり、本サービスの提供を受けることができる当社端末機器（第8条（登録通信端末の変更）に基づき登録通信端末が変更された場合は、変更後の当社端末機器を登録通信端末とします。）。

(8) 補償

登録通信端末の預かり修理および代替機（代替機提供は、修理期間のみとし、別途、当社が指定する当社端末機器とします。）を当社から利用者に提供すること。但し、第20条1項に基づき当社が修理困難と判断した場合、同等機種を利用者に送付する場合があります。

(9) 代替機

補償により、登録通信端末の修理期間のみに、当社が利用者に提供する代替当社端末機器。なお、代替機は、当社が指定する当社端末機器とします。

(10) 交換通信端末

補償により、登録通信端末の代替として当社が利用者に提供する当社端末機器。なお、交換通信端末は、原則として、他の利用者が利用されていた当社端末機器を本サービスに基づき当社が回収し、当社端末機器の製造会社にて修理したうえで、筐体を交換し出荷時と同様の状態に初期化したりフレッシュ品となります。

(11) 旧端末

補償により当社が送付した交換通信端末を利用者が受領され、第8条（登録通信端末の変更）に基づき交換通信端末が新たな登録通信端末となった以降における従前の登録通信端末。

(12) 補償対象事故

登録通信端末が正常に利用いただけない状態となった原因のうち、補償を受けることができる種類の事故等。

(13) 補償請求事由

補償のお申し込み時に、登録通信端末に生じた補償対象事故として利用者が当社に申告された事由。

(14) 利用開始時点

当社と利用者との間でサービス利用契約が成立した時点。

(15) 補償対象期間

利用者が登録通信端末について補償を受けることのできる期間。

(16) S I Mカード

契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がmineo通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの。

(サービス概要)

第4条 当社は、利用者に対して、登録通信端末に補償対象事故が生じた際に、利用者のお申し出に基づき当社が利用者に対して補償を行うサービスを提供します。

(申込条件)

第5条 お客様は、本サービスの利用申込にあたり、お申し込み時点において以下に定める申込条

件を満たしていただく必要があります。

- (1) 当社との間でmineo通信サービス契約約款に基づきmineo契約を締結されていること。
- (2) mineo契約について、利用停止されていないこと。
- (3) mineo通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。
- (4) 本サービスに登録通信端末としてお申し込みいただく当社端末機器の購入と同時のお申し込みであること。
- (5) 本サービスに登録通信端末としてお申し込みいただく当社端末機器が、お客様が当社より直接購入され、mineo契約に基づきお客様がmineo通信サービスを利用されるための当社端末機器として当社の顧客情報管理システムに購入情報が登録されているものであって、当社以外の第三者から譲渡もしくは貸与を受けたものではなく、またはお客様が拾得されたものではないこと。
- (6) 本サービスに登録通信端末としてお申し込みいただく当社端末機器が、補償対象事故その他の原因により正常に利用いただけない状態にないこと。
- (7) 本サービスに登録通信端末としてお申し込みいただく当社端末機器が、第三者が紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。
- (8) mineo契約において、既に別の当社端末機器を登録通信端末として本サービスに申し込まれていないこと。

2 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客様が以下のいずれかに該当するときは、当社はおお客様からの本サービスへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。

- (1) 過去に本規約、mineo通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。
- (2) その他当社が不適切と判断した場合。

(申込方法)

第6条 本サービスの利用申込は、本規約に承諾いただいたうえで、当社が別に定める方法に従い当社に対し行っていただく必要があります。

2 本サービスにお申し込みいただくことができる登録通信端末の台数は、mineo契約1契約あたり1台とします。本サービスは、当社端末機器毎にお申し込みいただく必要があります、登録通信端末毎にサービス利用契約が成立します。登録通信端末以外は、本サービスによる補償を受けることができませんのでご注意ください。

(利用申込の承諾)

第7条 当社は、前条（申込方法）による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。
- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。

- (2) 第5条（申込条件）に規定する条件に満たさないとき。
- (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

（登録通信端末の変更）

第8条 利用者が、mineo契約に基づきmineo通信サービスを利用いただくために登録通信端末に替えて新しい当社端末機器を購入された場合は、従来の登録通信端末に替えて当該新しく購入された当社端末機器が登録通信端末とされることを希望される場合は、当社が別に定める方法に従い登録通信端末の変更を当社にお申出いただくものとします。なお、本項に基づき登録通信端末を変更される場合は、第5条（申込条件）に定める各条件を満たしていただく必要があります。登録通信端末に替えて新しい当社端末機器を購入された場合は、従来の登録通信端末における本サービスの契約が自動的に解約となります。

- 2 第20条（交換通信端末の送付と旧端末の返送）第1項により交換通信端末に変更された場合は、交換通信端末が従来の登録通信端末に替えて利用者の新たな登録通信端末となります。
- 3 前項のほか、当社が提供する他のアフターサービス等により登録通信端末を他の当社端末機器に交換または変更された場合は、交換または変更後の当社端末機器が従来の登録通信端末に替えて利用者の新たな登録通信端末となります。
- 4 前三項に定める場合を除き、登録通信端末を変更することはできません。
- 5 本条第1項、第2項および第3項により登録通信端末の変更があった場合、第15条（補償の利用回数）に定める補償の利用回数は引き継がれるものとします。

（登録内容の変更）

第9条 利用者は、本サービスの利用にあたり当社に届出ていただいた事項に変更が生じた場合は、当社が別に定める連絡先に速やかにその変更を届出るものとします。

- 2 契約者が登録内容の変更を怠りまたは誤った変更をしたことにより不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3 利用者は、登録内容の変更を怠った場合に当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを承諾するものとします。

（債権の譲渡）

第10条 当社は、利用者に対する本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、利用者は当該債権の譲渡および利用者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

（利用料金）

第11条 利用者は、利用料金として、サービス利用契約1契約につき料金表に定める月額料金およびお客様負担金（以下、免責金とします。）を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。

- 2 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に利用者に通知または周知することにより、前項に定める利用料金の一部または全部を変更することができるものとします。
- 3 第19条（代替機の送付と返却）第6項第1号または第2号、第20条（交換通信端末の送付と

旧端末の返送) 第7項第1号または第2号に基づき当社が利用者にSIMカード等をお送りする場合は、第1項に定める利用料金に加えて、mineo通信サービス契約約款に定めるSIMカード再発行手数料を別途支払うものとします。

(利用料金の精算方法)

第12条 料金表に定める本サービスに係る利用料金を、当社が別途指定する期日までに所定の方法により毎月支払うものとします。

2 利用料金の課金開始月は、第7条(利用申込の承諾)に規定する利用契約の成立日が属する月(mineo契約と同時申込の場合は、mineo契約の開通日が属する月。)とし、料金月の起算月以外の日に利用契約が成立した場合その利用日数に応じて日割りします。

3 契約終了月の利用料金は、料金月の起算月以外の日に解約が成立した場合その利用日数に応じて日割りします。

4 利用者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

5 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用料金および第27条(端末安心サポート精算金)に定める端末安心サポート精算金の請求、支払いについては、mineo契約にかかるmineo通信サービス契約約款の定めを準用するものとします。

(通信料)

第13条 当社は、お客様から本サービスの利用申込を受けた場合またはお客様への本サービスの提供にあたり、mineo契約の契約者識別番号またはメールアドレスに対し、電子メールをお送りする場合があります。

2 前項に基づき当社がお客様にお送りする電子メールの受信にかかる通信料、その他本サービスの利用申込または本サービスの利用に際し発生する通信料は、お客様が負担するものとします。

(補償対象期間)

第14条 補償対象期間は、利用開始時点から第30条(利用者からの解約申出)に基づきサービス利用契約が終了する時点までとします。

(補償の利用回数)

第15条 補償をお申し込みいただいた日を基準として過去1年間(登録通信端末の変更、利用料金の変更がなされた場合などでも、期間はリセットされません。)に、mineo契約に係るサービス利用契約に基づき既に2回補償(第16条(補償範囲)に定めるもの。)を受けられている場合は、補償を利用いただくことができません。

(補償範囲)

第16条 補償対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。

- (1) 登録通信端末の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常な使用状態のもとで、発生した故障をいい、以下、同じとします。）。
- (2) 火災による焼失、水濡れ、その他偶然の事故による登録通信端末の全損または一部の破損。

（補償の対象とはならない場合）

第17条 前条（補償範囲）にかかわらず、以下に該当すると当社が判断した場合は補償を受けることはできません。

- (1) 火災による焼失を除き、製造番号が確認できない登録通信端末であるとき。
- (2) 登録通信端末が当社出荷時のOSのバージョンより前のOSのバージョンにダウングレードされているとき。
- (3) 補償請求事由が補償対象期間外に発生したものであるとき。
- (4) 補償対象事故の発生を理由として、登録通信端末を既に故障修理されているとき。
- (5) 補償請求事由が登録通信端末の紛失または盗難であるとき。
- (6) 補償のお申し込みが第28条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- (7) 過去に本規約、mineo通信サービス契約約款への違反があり、補償のお申し込み時ににおいてなお当該違反が是正されていないとき。
- (8) 過去に本サービスにおいて、同一名義の利用者の補償のお申し込み内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
- (9) 補償請求事由が登録通信端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含みます。）であるとき。
- (10) 補償請求事由が、登録通信端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で登録通信端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
- (11) 登録通信端末が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含みます。）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
- (12) 補償請求事由が登録通信端末の誤使用により生じたものであるとき。
- (13) 補償請求事由が登録通信端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- (14) 補償請求事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
- (15) 補償請求事由が利用者もしくは利用者より正当な権限を与えられた登録通信端末の使用の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- (16) 補償請求事由が地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき。
- (17) 補償請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
- (18) 補償請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
- (19) 補償請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

2 前条（補償範囲）にかかわらず、お支払期限を経過してもなおお支払いいただいていない利用料金

(同一の利用者名義の他のサービス利用契約にかかる利用料金を含みます。)があるときは、補償を受けることができない場合があります。

- 3 本サービスは、登録通信端末の紛失等に起因する登録通信端末の不正使用によって利用者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

(補償の申込方法)

第18条 登録通信端末について補償対象事故が発生し補償を受けることを希望される場合は、当社が別に定める当社連絡先にお電話により利用者本人から補償をお申し込みいただく必要があります。なお、補償のお申し込み受付にあたり、利用者本人からのお申し込みであることを確認させていただきます。

- 2 補償のお申し込みは、補償対象事故が発生してから30日以内に行っていただく必要があります。
- 3 火災による焼失を補償請求事由として補償をお申し込みいただく場合または補償のお申し込み時点において、登録通信端末の送付が困難であると当社が認めた場合は、補償対象事故の発生日から起算して30日以内に、消防署等公的機関へ当該補償請求事由の発生について届出をされている必要があります。
- 4 利用者は、補償のお申し込みにあたって、当社が第22条(旧端末の利用制限)の規定により旧端末または補償を申込まれた登録通信端末の利用制限をする場合があることについてあらかじめ承諾をしていただく必要があります。利用者がこれに承諾いただけない場合、当社は補償のお申し込みを受け付けません。
- 5 補償のお申し込みにあたって、当社から代替機をお送りする場合に、当社が指定する書類を提示いただく場合があります。

(代替機の送付と返却)

第19条 当社は、前条に基づき利用者から補償のお申し込みを受けた場合は、申告内容を精査し、補償の対象となると判断した場合は、補償を申込まれた登録通信端末1台につき以下に定める製品を、利用者が当社に届出いただいている住所に当社が別に定める方法によりお送りいたします。

- (1) 補償を申込まれた登録通信端末の修理期間に使用する代替機1台。
- (2) 上記代替機の電池パック1個(ただし、登録通信端末が内蔵型の機種は登録通信端末に内蔵した状態で送付いたします)。
- 2 前項に基づき当社が利用者に提供する代替機は、当社が指定する当社端末機器とする為、登録通信端末と同一機種とは限りません(これにより、利用者は、代替機において利用いただける機能、サービスまたは料金等が変更になる場合があることをご了承いただきます)。
- 3 第1項に基づき当社が提供する代替機には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、第2項に基づき当社が利用者に対し、補償を申込まれた登録通信端末と異なる機種の当社端末機器を代替機として提供する場合は、当該機種の付属品各1個も併せてお送りいたします。
- 4 当社が提供する代替機は、登録通信端末が修理完了次第、当社指定の方法で返却するものとします。
- 5 以下のいずれかに該当する場合、当社は、本件mineo契約の契約者識別番号を登録したS

IMカードをお送りいたします。

- (1) 登録通信端末と共にSIMカードも焼失した場合。
 - (2) 登録通信端末の水濡れ、その他偶然の事故による全損または一部の破損によりSIMカードが利用いただけなくなった場合。
 - (3) 当社が、本条第2項に基づき補償を申込まれた登録通信端末と異なる機種種の登録通信端末を代替機として提供する場合で、SIMカードの交換が必要となる場合。
- 6 不在または届出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても代替機の再配達完了しなかった場合は、補償の申込は取り消されたものとみなします。
- 7 当社が提供する代替機が、利用者の故意または過失により、故障・損傷した場合や水濡れにあった場合は、当該代替機の修理対応にかかる費用を支払うものとします。

(交換通信端末の送付と旧端末の返送)

第20条 当社は、第18条(補償の申込方法)に基づき利用者から補償のお申し込みを受けた場合は、申告内容を精査し、補償の対象となると判断した場合には、次に該当するときは交換通信端末を送付するものとします。

- (1) 火災による登録通信端末の焼失を補償請求事由として補償を申し込まれた場合。
 - (2) その他、登録通信端末を当社が受領した時点において、修理対応が困難であると当社が認めた場合。
- 2 前項の場合、補償を申込まれた登録通信端末1台につき以下に定める製品を、利用者が当社に届出いただいている住所に当社が別に定める方法によりお送りいたします。
- (1) 補償を申込まれた登録通信端末の交換通信端末1台。
 - (2) 上記交換通信端末の電池パック1個(ただし、交換通信端末が電池パック内蔵型の場合は交換通信端末に内蔵した状態で送付いたします。)
- 3 前項に基づき当社が利用者に提供する交換通信端末は、原則として補償を申込まれた登録通信端末と同一機種および同一カラーとします。ただし、登録通信端末と同一機種または同一カラーの当社通信機器の提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途当社が指定する機種またはカラーの当社端末機器とします(これにより、利用者は、交換通信端末において利用いただける機能、サービス等が変更になる場合があることをご了承いただきます。)
- 4 本条第2項に基づき当社が提供する交換通信端末のOSのバージョンは利用者が補償を申込まれた登録通信端末のバージョンと異なる場合があります。
- 5 本条第2項に基づき当社が提供する交換通信端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第3項に基づき当社が利用者に対し、補償を申込まれた登録通信端末と異なる機種種の当社端末機器を交換通信端末として提供する場合は、当該機種種の付属品各1個も併せてお送りいたします。
- 6 以下のいずれかに該当する場合、当社は、本件mineo契約の契約者識別番号を登録したSIMカードをお送りいたします。
- (1) 登録通信端末と共にSIMカードも焼失した場合。
 - (2) 登録通信端末の水濡れ、その他偶然の事故による全損または一部の破損によりSIMカードが利用いただけなくなった場合。
 - (3) 当社が、本条第2項ただし書きの規定に基づき補償を申込まれた登録通信端末と異なる機種

- の登録通信端末を交換通信端末として提供する場合で、SIMカードの交換が必要となる場合。
- 8 不在または届出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換通信端末の再配達完了しなかった場合は、補償の申込は取り消されたものとみなします。

(旧端末の所有権の移転について)

- 第21条 利用者は、次に該当するとき当社判断により、補償を申し込まれた登録通信端末について、所有権を当社へ変更することをあらかじめ同意するものとします。
- (1) 第20条1項に基づき交換通信端末送付後、登録通信端末の変更等手続きを行った場合。
- (2) 修理した登録通信端末を不在または届出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても再配達完了しなかった場合。
- 2 前項2号に基づき所有権を当社に変更された登録通信端末は、製造会社において筐体を交換して出荷時と同様の状態に初期化したうえで、当社から他の利用者に提供する場合がございます。

(旧端末の利用制限)

- 第22条 利用者は、次のいずれかに該当するとき当社判断により、旧端末または補償を申し込まれた登録通信端末について、利用者または第三者による利用を制限することをあらかじめ同意するものとします。
- (1) 火災による焼失を補償請求事由として補償をお申し込みいただいたときまたは補償のお申し込み時点において第23条（登録通信端末の送付と返却）に基づく旧端末の送付が困難であると当社が認めたとき。
- (2) 第23条（登録通信端末の送付と返却）に定める送付期限までに旧端末が当社に送付されないとき。
- (3) 補償のお申し込み受付後、当該お申し込みにおいて虚偽の登録、届出もしくは申告があったと当社が判断したとき。
- (4) 前条に基づき当社に所有権が移転した後において、当社が利用制限することを判断したとき
- 2 本条の規定は当社が旧端末または補償を申し込まれた登録通信端末の利用制限をすることを利用者にお約束するものではなく、また、当社は旧端末または補償を申し込まれた登録通信端末の利用制限をする義務を負うものではありません。
- 3 当社は、当社が旧端末または補償を申し込まれた登録通信端末の利用制限をしたことにより、または当社が旧端末または補償を申し込まれた登録通信端末の利用制限をしなかったこともしくは利用制限ができなかったことにより、利用者または第三者が何らかの不利益を被ったとしても、利用者は自身の責任において解決するものとし、当社は損害賠償責任その他の責任を負いません。

(登録通信端末の送付と返却)

- 第23条 利用者は、第19条（代替機の送付と返却）に基づき当社がお送りした代替機を受領されたときは、第25条（罹災証明書の送付）に基づく交換通信端末の送付の対象で無い場合を除き、当社が別に定める期限（以下、送付期限とします。）までに、登録通信端末およびその電池パックを当社が定める方法により当社に送付するものとします（SIMカード、外部メモリ媒体、付属品およびストラップや装飾品等のアクセサリ品、その他の製品を除いた状態で送付してください。）。

- 2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付された場合、当社は、利用者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに同意するものとし、当社は利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。
- 3 利用者に送付いただいた登録通信端末は、修理完了次第、当社指定の方法で返却するものとなります。なお、修理後のOSのバージョンは利用者が補償を申込まれた登録通信端末のバージョンと異なる場合があります。

(修理時の内部データおよびアクセサリ品等について)

第24条 利用者から当社への登録通信端末および代替機の送付時には、登録通信端末および代替機内に記録された一切のデータ(注意)を利用者において事前に全て消去してください。お送りいただいた登録通信端末および代替機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負いません。また、記録されているデータの移行は利用者の責任で登録通信端末から代替機、代替機から登録通信端末へ実施するものとし、(注意)当社端末機器の出荷時点で記録されていたもの等利用者において消去できないデータを除きます。

- 2 見取りおよび修理対応の際、登録通信端末に付属しているストラップ・液晶フィルム・装飾品等のアクセサリ品は第23条(登録通信端末の送付と返却)第2項に基づき処理します。
- 3 登録通信端末がおサイフケータイの場合は、ICカード固有の番号が、全てのおサイフケータイ対応サービス提供者に開示される場合がありますのでご了承ください(利用者の氏名、住所、利用内容等は開示されません。)

(罹災証明書の送付)

第25条 火災による登録通信端末の焼失を補償請求事由により、登録通信端末を送付いただけない場合、利用者は、消防署等公的機関より発行される罹災証明書を当社に送付いただきます。罹災証明書の送付に係る送料は、利用者負担とします。

- 2 前項に基づき罹災証明書をお送りいただいた後であっても、登録通信端末が発見された場合は、速やかに当社に報告いただき、当社が別途定める方法により返却いただくものとし、

(送料)

第26条 補償の利用に伴う送料は、原則として当社の負担とします。ただし、利用者が、登録通信端末・代替機または当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により、送付される場合は、当該送付にかかる送料は利用者の負担となります。

(端末安心サポート精算金)

第27条 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、端末安心サポート精算金50,000円(税込額54,000円)を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとし、

- (1) 第23条(登録通信端末の送付と返却)または第25条(罹災証明書の送付)の定めを違反し、代替機、登録通信端末、罹災証明書を当社が別途定める期限内に当社に送付されなかった場合。

- (2) 補償のお申し込み後に登録通信端末を当社が別途定める期限までに返送いただけなくなった場合。
 - (3) 補償のお申し込みを取消されたにもかかわらず、第 20 条の定めに従って当社が送付した代替機等を当社が別途定める期限までに返送されなかった場合。
 - (4) 利用者の故意または過失により、当社が送付した代替機等が正常に動作しなくなったと当社が判断した場合。
 - (5) 修理後の登録通信端末を受領されない場合。
 - (6) 第 28 条（禁止事項）第 1 項第 1 号、第 3 号の定めに従って補償を申込みされた場合。
- 2 当社は、利用者にお支払いいただいた利用料金および端末安心サポート精算金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

（禁止事項）

第 28 条 利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの利用申込時、本サービスにおける補償の申込時、本サービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) サービス利用契約により生じた権利もしくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、当社の承諾なく第三者に譲渡もしくは承継する行為。
- (5) 当社もしくは第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (6) 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (7) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
- (9) 本サービスの提供に関する当社もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 当社の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (11) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (12) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (13) 利用者が、第 4 条（サービス概要）に定める利用範囲を超えて利用する行為。
- (14) 当社の電気通信設備に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為。
- (15) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) その他、当社が不適切と判断する行為。

（お客様情報の利用）

第 29 条 当社は、補償の申込受付時に必要と判断した場合は、第 25 条（罹災証明書の送付）に定める届出書以外に、各種確認書類（端末購入通知書、本人確認書類等。）の写しの提出を利用

者に求める場合があります。

- 2 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者の個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、利用者本人を識別し得る情報をいいます。）を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱います。

（利用者からの解約申出）

- 第30条 利用者は、本サービスの解約を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い当社に対して本サービスの解約を申し出るものとします。また、第8条（登録通信端末の変更）に基づき新しい当社端末機器を購入された場合は、従来の登録通信端末における本サービスの契約が自動的に解約となります。

（当社が行う本サービスの利用契約の抹消）

- 第31条 当社は、以下の各号に該当する場合には、その本サービスの利用契約を抹消することがあります。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
 - (2) 利用者が、第28条（禁止事項）各号に定める禁止行為を行った場合。
 - (3) 利用者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
 - (4) 利用者登録において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (5) 契約者が、mineo契約を解約された場合。
 - (6) その他、利用者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により利用登録を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（サービス提供の一時停止）

- 第32条 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守または工事が必要な場合。
 - (2) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備に障害が発生した場合。
 - (3) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合。
 - (4) その他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（本サービス提供の終了）

- 第33条 利用者が以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、利用者当社との間のサービス利用契約は終了し、当社は利用者への本サービスの提供を終了します。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり本サービスの運営が事実上不可能になったとき。
 - (2) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。
- 2 前項の場合、当社は、当社が適当と判断する方法により事前に周知または通知を行うものとします。

(免責事項など)

第 34 条 天変地変、原因不明のネットワーク障害などの不可抗力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスで提供する情報の内容および品質について、完全性、確実性、正確性、有用性などいかなる保証も行いません。
- 3 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 4 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 5 当社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

(紛争の解決)

第 35 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

- 2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用契約の終了後の措置)

第 36 条 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る利用者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(分離性)

第 37 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 39 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

料金表

1. 利用料金

(1) 月額料金	個人利用者・・・370円（税込額 399円） 法人利用者・・・450円（税込額 486円） 当該月におけるサービス利用契約の契約および解約日数が1ヶ月に満たない場合は、契約日数に応じた日割りとします。なお、月額料金の算出にあたり、その算出結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(2) 補償利用時の免責金	1回目：5,000円（税込額 5,400円） 2回目：8,000円（税込額 8,640円） ※注意※ 補償の利用回数は第15条（補償の利用範囲）の規定に基づき算定します。

附則

(実施期日)

この利用規約は、平成26年6月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年11月19日から実施します。